解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十四日

高知市朝倉丙一五二一番地三

社団法人高知県雇用開発協会

清算人　井上　順夫

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十三年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十四日

群馬県前橋市元総社町一丁目一番地の七

佐田建設厚生年金基金

清算人　荒木　徹

配当公告

三重県桑名市三之丸四九番地の一

破産者　株式会社杉山コンテック

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十年（フ）第五〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五、〇四九、六二一、三二九円

一、配当することのできる金額

金一九八、四〇二、二三五円

平成二十三年四月十四日

三重県四日市市鵜の森一丁目三番二三号ナカジマビル八階　破産管財人　尾西　孝志

配当公告

長崎県西海市西海町木場郷四八〇番地一

破産者　株式会社岩松

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成二十年（フ）第二三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三四三、五九六、六六二円

一、配当することのできる金額

金二五、九〇二、八〇一円

平成二十三年四月十四日

長崎県佐世保市祇園町一二番三号

破産管財人　松尾　茂利

配当公告

大分市東津留二丁目三番二〇号

破産者　株式会社司建設

右の者に対する大分地方裁判所平成十九年（フ）第一〇二九号破産事件の第一回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六、三六三、六八七、一二四円

一、配当することのできる金額

金一五、三七五、七〇〇円

平成二十三年四月十四日

大分市千代町二丁目一番二三号弁護士法人アゴラ

破産管財人　岩崎　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市錦町四丁目七番地、最後の住所北海道釧路市中園町一五番一〇号

被相続人　亡　白﨑　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十四日

北海道釧路市興津四丁目二九番一四号

相続財産管理人　梅地　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字筒井字八ツ橋一〇〇五番地、最後の住所青森市桂木四丁目二番地九ロイヤルマコト桂木一〇五号

被相続人　亡　宮嶋　義郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十四日

青森市長島二丁目二三番一号石田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　竹本　真紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市永田二丁目一一番地一、最後の住所東京都杉並区上高井戸一丁目一七番二四号

被相続人　亡　山内　治子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十四日

福島県福島市新町五番一一号リエス福島新町二階

相続財産管理人　弁護士　槇　裕康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港南区上大岡東二丁目八八一番地の四、最後の住所茨城県牛久市城中町一八一〇番地の二

被相続人　亡　田中　敏次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十四日

茨城県取手市新町五丁目一七番一一号

相続財産管理人　弁護士　千葉真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市大原町二五三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山津　政博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十四日

事務所群馬県太田市飯田町一二五八番地一太田丸の内ビル六〇一

相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区麻布十番一丁目八番地、最後の住所東京都港区麻布十番三丁目一四番四号

被相続人　亡　塩田　富造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十四日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　明男

第４期決算公告

平成23年3月18日

東京都大田区南蒲田二丁目16番1号

株式会社ＭＩＲＵＣＡ

代表取締役　松本　明

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	222,634
	固定資産	60,106
	資産合計	282,740
負純資産の債及び部	流動負債	55,532
	株主資本	227,209
	資本金	100,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	47,209
	その他利益剰余金	47,209
	（うち当期純利益）	(7,718)
	負債・純資産合計	282,740

第29期決算公告　平成23年3月17日

東京都新宿区富久町13番19号

株式会社シャトレーイン横浜

代表取締役　古巻　謙一

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,056
	固定資産	89,845
	合計	124,901
負純資産の債及び部	流動負債	48,607
	固定負債	116,917
	株主資本	△40,623
	資本金	60,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△150,623
	その他利益剰余金	△150,623
	（うち当期純損失）	(4,910)
	合計	124,901

第13期決算公告　平成23年3月23日

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号

株式会社 ケイライン システムズ

代表取締役社長　村上　英三

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	382
	固定資産	153
	合計	535
負純資産の債及び部	流動負債	117
	（引当金）	(13)
	固定負債	61
	（引当金）	(47)
	株主資本	357
	資本金	40
	利益剰余金	317
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	316
	（うち当期純利益）	(17)
	合計	535